

★賢く★  
みんなの  
年金学

第16回 こくみんねんきん  
**イメージはがきコンテスト**  
田辺尚貴君 最優秀賞受賞!! (小学生の部)



年金教育の一環として熊本社会保険事務所が行っている「こくみんねんきんイメージはがきコンテスト」、今年で16回目を迎え、県内の小学校49校から433点、中学校23校から922点、合計1355点の応募がありました。審査の結果、小学生の部、中学生の部、それぞれ24作品が入賞しました。その中の小学生の部において、当尾小学校(松橋町)6年生の田辺尚貴君の作品が、見事、最優秀賞に選ばれました。

平成17年 10月から **「裁定請求書の事前送付」が実施されています。**

平成17年10月から、年金を請求する人の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる人に社会保険庁が管理している年金加入記録などが記載された年金の「裁定請求書」や「年金に関するお知らせ(はがき)」を送付することになりました。

**送付対象者** 「裁定請求書」または「年金に関するお知らせ(はがき)」を送付する対象となる人は、国民年金、厚生年金保険および船員保険の加入期間がある人です。(共済組合などの加入記録のみの方は除きます)

- 60歳になる3カ月前のとき
  - ・60歳から特別支給の老齢厚生年金受給権が発生する人(厚生年金の期間が1年以上ある人)には、「**裁定請求書**」が送付されます。
  - ・65歳から老齢基礎・老齢厚生年金の受給権が発生する人(国民年金期間のみの人、厚生年金加入期間が12カ月未満の人など)には、「**年金に関するお知らせ(はがき)**」が送付されます。(65歳到達の3カ月前になると、「裁定請求書」が送付されます。)
  - ・社会保険庁が基礎年金番号で管理している年金加入記録のみでは、老齢基礎年金の受給資格(期間要件)が確認できない人には、「**年金に関するお知らせ(はがき)**」が送付されます。
- 65歳になる3カ月前のとき
  - ・65歳に老齢基礎・老齢厚生年金の受給権が発生する人には、「**裁定請求書**」が送付されます。
  - ・60歳から64歳までの間に特別支給の老齢厚生年金を受けられる権利が発生しているにもかかわらず、まだ年金の決定がされていない人には、「**裁定請求書**」が送付されます。

**【問合せ先】**  
送付された「裁定請求書」、「年金に関するお知らせ(はがき)」に記載されている内容や年金請求の手続きなどについてご不明な点がある場合は、電話相談サービスの『**年金ダイヤル**』にお問い合わせください。  
▶年金請求などの相談・・・0570-05-1165 (イイロウゴ) 番  
▶年金を受けている方の年金相談・・・0570-07-1165 (イイロウゴ) 番  
受付時間は午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く)  
※電話機の設定、PHS電話機によってはご利用できない場合があります。このような場合は、他の電話機でお掛け直しいただくか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。  
社会保険庁ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/>

**滞納家賃の支払いと住宅明け渡しを求め、30人を法的措置**

宇城市は現在43団地1,256戸を市営住宅として管理しています。市営住宅使用料の滞納者に対しましては、適時に督促や催告を行いまた納入指導などを行ってまいりました。しかし再三の指導などにもかかわらず家賃滞納者は後を絶ちません。市ではこれに歯止めをかけるために「宇城市営住宅使用料滞納整理事務取扱要綱」を策定し、使用料滞納が12カ月を超える者、かつ滞納額20万円を超える者のうち、特に悪質な滞納者を対象に、9月定例議会の議決を得て、今回法的措置に踏み切りました。

- ◎提訴および調停申し立ての期日 11月15日付け
- ◎法的措置の内容(滞納額等は9月30日時点)
  - 提訴するもの……………8軒(裁判により滞納家賃の請求と住宅明け渡しを求める。)
  - 調停申し立てをするもの…22軒(滞納家賃の請求及び住宅明け渡し請求し、裁判官および調停員を仲介に、分割納入の和解をする。)
- ◎滞納家賃の請求総額
  - 26,465,080円(1軒当たり平均家賃滞納額 882,000円)
  - ※法律により3カ月以上家賃を滞納すると、公営住宅の入居者は住宅を明け渡すよう規定しています。住宅使用料の納入は契約に基づく当然の義務であり、住宅を適正に管理するうえでの重要な財源でもあります。
  - ※今後も悪質な滞納者につきましては、強い姿勢で法的措置に臨んでいくことになります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

土木部管理課 ☎32-1020 (内線222)

**小型・大型船舶免許更新講習および失効再交付講習日程(1月分)**

	開催日	受付時間	開始時間	会場	備考
小型	毎週火曜日	8:30	9:00	宇城市立九州海技学院(三角西港)	・更新講習(1時間) ・失効再交付講習(2時間20分)
	11日(水) (毎月第2水曜日)	18:00	18:30		
他に数回県内各地でも開催(問合せは九州海技学院へ)					
大型	10日(火)	12:30	13:00	宇城市立九州海技学院(三角西港)	・更新講習(1時間30分) ・失効再交付講習(4・5・6級)(3時間)

- 当日持参するもの(小型)
    - ・操縦免許証
    - ・写真2枚(4.5cm×3.5cm)
    - ・住民票1通(本籍地記載のもの)
    - ・講習料等
  - 当日持参するもの(大型)
    - ・海技免状
    - ・写真2枚(3cm×3cm)
    - ・講習料等
- ※受講希望の人は、宇城市立九州海技学院(☎52-2451)までご連絡ください。